

# 転入に関連するおもな手続き一覧



あてはまる手続きをご自身で確認してください。



実施 ※職員※	該当	下記にあてはまる方はいますか？	手続きの内容	岐南町の手続きで必要なもの
<b>住民課 → 1階1番窓口</b>				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカード をお持ちの方  ※一定期間手続きをしない場合、自動失効します。失効後、再交付を希望する場合は有料です。	<p><b>*15歳未満の方*</b> マイナンバーカードの住所変更（継続利用）およびカード券面に新住所を記載します。法代理人（親権者）により、手続きをしていただきます。</p> <p><b>*15歳以上の方*</b> マイナンバーカードの継続利用、署名用電子証明書の発行およびカード券面に新住所を記載します。原則、<b>本人のみ手続きが可能</b>です。同一世帯の方が住所異動時に手続きする場合に限り、委任状による手続きが可能です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>マイナンバーカード</li> <li>設定されている暗証番号</li> <li>代理人の写真付き身分証明書</li> <li>委任状</li> <li>※本人以外が継続利用する場合</li> </ul>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	印鑑登録を希望する方	写真付き身分証明書を持っている本人が申請する場合、即日登録できます。 写真付き身分証明書を持っていない方、代理人による登録を希望する方は別途お問い合わせください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>写真付き身分証明書</li> <li>登録する印鑑</li> <li>登録手数料300円</li> </ul>
<b>福祉課 → 1階2番窓口</b>				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳、療育手帳、 精神保健福祉手帳 をお持ちの方	障害者手帳の住所変更が必要です。 前住所地で福祉手当を受給していた方は窓口でお申し出ください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者手帳</li> <li>マイナンバーを証明する書類</li> <li>来庁者の本人確認書類</li> </ul>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	福祉医療受給者証 をお持ちの方	高校生世代までの子、重度医療、ひとり親家庭の方が対象です。 対象者の医療費のうち、保険診療による自己負担額が助成対象となります。制度により、所得制限があります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>受給対象者のマイナ保険証、資格確認書等</li> <li>来庁者の本人確認書類</li> <li>申請者名義の振込先がわかるもの</li> <li>障害者手帳（重度医療のみ）</li> </ul>
<b>健康推進課 → 1階4番窓口</b>				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	予防接種の予診票 をお持ちの方	前住所地の予診票が残っている場合、交換手続きを行います。 前住所地の予診票は使用できませんのでご注意ください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子健康手帳</li> <li>前住所地の定期予防接種予診票</li> </ul>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	がん検診・歯科検診 を希望する方	対象者には、受診券を発行します。	
<b>こども安心課 → 1階5番窓口</b>				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	0歳～高校生世代の方	0歳～高校生世代の方がいる場合は児童手当の手続きをしてください。 公務員の方は勤務先で手続きをしてください。 (単身赴任等、子を残したまま前住所地から転出した場合も手続きが必要になることがあります)	<ul style="list-style-type: none"> <li>来庁者の本人確認書類</li> <li>マイナンバーを証明する書類</li> <li>請求者名義の預貯金通帳</li> </ul>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ひとり親家庭等 に該当している方	転入の手続きが必要です。 状況によりその他の書類をご提出いただく場合があります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>来庁者の本人確認書類</li> <li>マイナンバーを証明する書類</li> <li>請求者名義の預貯金通帳</li> <li>住居の賃貸借契約書（該当者のみ）</li> </ul>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	妊娠中の方、 0歳～4歳までの方	前住所地の受診票が残っている方は岐南町のものに交換します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子健康手帳</li> <li>前住所地で交付された各種受診票</li> </ul>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	保育施設に入園希望の方	事由によって添付書類が異なりますので、事前にご確認ください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>就労証明書</li> <li>マイナンバーを証明する書類</li> <li>来庁者の本人確認書類</li> </ul>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	幼児教育無償化の対象の方	事由によって添付書類が異なりますので、事前にご確認ください。 現在、幼稚園等を利用している方は転入の手続きをしてください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>マイナンバーを証明する書類</li> </ul>
<b>保険年金課 → 2階2番窓口</b>				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	国民健康保険 に加入している方	前住所地で国保に加入していた方で、岐南町でも引き続き国保に加入する方は手続きが必要です。	<ul style="list-style-type: none"> <li>資格喪失証明書 (退職等により新しく国保加入する方)</li> </ul>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	国民年金に加入している方	退職等により国民年金に切り替わったとき、国外から入国したときなどは手続きが必要です。	<ul style="list-style-type: none"> <li>基礎年金番号が確認できるもの</li> <li>資格喪失証明書（離職時）</li> </ul>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護認定を受けている方	介護認定を受けている方は転入してから14日以内の手続きが必要です。	<ul style="list-style-type: none"> <li>受給資格証明書</li> </ul>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療保険 に加入している方	担当課で手続き完了後、資格確認書が自宅宛てに送付されます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>資格確認書または負担区分証明書</li> </ul>
<b>こども学び課・二町教育委員会 → 2階4番窓口・5番窓口</b>				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	町立の小中学校 に転校する方	学校に在学証明書と教科用図書給与証明書を提出してください。 こども学び課で転入学許可証を発行します。 通学帽子の校章の配布を希望する方はこども学び課へお問い合わせください。	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	学童保育を希望する方	事由によって添付書類が異なりますので、事前にご確認ください	<ul style="list-style-type: none"> <li>状況証明書</li> </ul>
<b>税務課 → 2階1番窓口</b>				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	原動機付自転車 を持っている方	前市町村で廃車した原動機付自転車の登録手続きを行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>運転免許証</li> <li>廃車証明書</li> <li>自賠責保険証書</li> </ul>
<b>くらし安全課 → 4階2番窓口</b>				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	飼い犬がいる方	飼い犬の住所変更の手続きが必要です。 飼い犬の住所変更（登録）を済ませますと、4月に集合予防注射のお知らせハガキが郵送されます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>前住所地発行の鑑札 (または登録証明書)</li> </ul>
<b>上下水道課 → 4階1番窓口</b>				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	上下水道の使用を開始する方	転入予定日の1週間ほど前までに、岐南町水道料金事務センターに連絡してください。 *岐南町水道料金事務センター* 住所:岐南町八剣北4丁目89番地 三起第一ビル1階 西 電話:058-259-3700 受付時間:平日 8時30分～17時15分(年末年始を除く)	